

○総務省訓令第44号

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針を次のとおり定める。

平成26年10月16日

総務大臣 山本 早苗

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針

(目的)

第1条 平成26年10月28日から同年11月28日まで申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数以外の周波数(11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)を使用する衛星基幹放送(第3条において「平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送」という。)に係る衛星基幹放送局の免許を付与するに当たっては、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

(申請を受け付ける無線局)

第2条 申請を受け付ける無線局は、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送(超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。)を行う基幹放送局(衛星基幹放送試験局を除く。)とする。

2 前項の無線局の工事落成の期限は、平成28年12月31日までとする。

(審査事項)

第3条 平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局の免許においては、電波法関係審査基準第3条の規定によるほか、次に掲げる事項について審査することとする。

(1) 衛星調達方法等

ア 2016年から新たに調達する衛星の設計寿命までの間の衛星の使用に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する衛星を調達するものであり、その調達方法が適正であること。

ウ 新たに調達する衛星は13年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における衛星確保のための対応の方法

(ア) 衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り早期に代替衛星を打ち上げる計画を有していること。

(イ) 衛星の打上げ遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

(2) 基幹放送事業者への情報開示

次に掲げる事項について、基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、基幹放送事業者へ情報開示を行うものであること。

ア 衛星の仕様

イ 衛星障害時のデータの内容

(ア) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

(イ) 障害対策として実施する措置として開示する内容

ウ その他基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容

(3) 基幹放送事業者の負担額

ア 基幹放送事業者に負担させることとなる料金の見込み額が明確に定められていること。

イ アの料金の見込み額が、新たに調達する衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。

ウ 他の事業分野との間で不当な内部相互補助が行われるものでないこと。

エ 新たに調達する衛星の設計寿命までの間において基幹放送事業者に負担させることとなる料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げ幅が明確に定められていること。

(4) 基幹放送事業者の意向の聴取

当該衛星の運用開始以後において、基幹放送事業者の意向（基幹放送事業者間の公平性を損なうことになるものを除く。）を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。

(比較審査)

第4条 申請が2以上提出され、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第10条第1項の規定に基づき、当該申請につき、比較審査を行う。当該比較審査に当たっては、同規則への適合の度合いを評価するために、前条に掲げる事項について審査するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年10月28日から施行する。